

お客様各位

当行における預金付番について

平成 29 年 12 月

オーストラリア・ニュージーランド銀行

平成 30 年 1 月 1 日より、預貯金付番が始まります。預貯金付番とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等に基づき導入された制度で、脱税・社会保障の不正受給等の防止・是正、金融機関破たん時等の預金者の保護を目的として、マイナンバーと銀行口座を紐付ける制度です。

金融機関では、法律（国税通則法、地方税法、預金保険法、農水産業協同組合貯金保険法）に基づき、預貯金付番対応を行うことが義務付けられました。これを受け当行では、お客様にマイナンバーのご提供をお願いしております。つきましては、新規口座開設や各種取引発生に際し、以下の資料のご提供をお願い致します。

・マイナンバーカード（個人番号カード）

又は

・マイナンバー通知カード及び本人確認書類（注 1）

又は

・マイナンバー（個人番号）が記載された住民票の写し及び本人確認書類（注 2）

なお、マイナンバーと銀行口座が紐付いた後も、当行ではお客様のマイナンバーや銀行口座情報を、法律に定められた場合を除き、第三者に提供することはありません。行政機関や地方公共団体であっても、法律に定められた場合を除き、お客様のマイナンバーの提供を求めたり預金額等を閲覧することは違法であり、①税務調査、②社会保障の資力調査、③預金保険法又は農水産業協同組合貯金保険法の規定に基づく預貯金口座の名寄せの場合を除き（注 3）、当行がお客様のマイナンバーや銀行口座情報を行政機関や地方公共団体等に提供することはありません。

（注1） 写真付きのもの 1 通または写真無のもの 2 通

（注2） 写真付きのもの 1 通または写真無のもの 1 通（但し、個人番号が記載された住民票の写しが発行から 6 ヶ月を経過している場合は写真無のものは 2 通）

（注3） 但し、法律に基づき警察、裁判所等からお客様の情報を求められた場合等は除きます。

オーストラリア・ニュージーランド銀行

Australia and New Zealand Banking Group Limited ABN 11 005 357 522

〔商号〕オーストラリア・アンド・ニュージーランド・バンキング・グループ・リミテッド（銀行）〔登録金融機関〕関東財務局長（登金）第 622 号〔加入協会〕一般社団法人全国銀行協会・日本証券業協会

東京支店 〒100-6333 東京都千代田区丸の内二丁目 4 番 1 号 丸の内ビルディング 33 階

TEL.03-6212-7777

大阪支店 〒530-0001 大阪市北区梅田二丁目 2 番 2 号 ヒルトンプラザウエストオフィスタワー 17 階

TEL.06-6456-1231